

第7回「新しい公共」推進会議  
議 事 録

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

## 第7回「新しい公共」推進会議

### 議 事 次 第

日 時 平成23年7月20日(水) 17:32~18:34

場 所 内閣総理大臣官邸4階大会議室

1. 政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告について
2. 「「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」の進捗状況について
3. 「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応について

○金子座長 それでは、ただいまより第7回「新しい公共」推進会議を開催いたします。

本日は1時間と短い時間でございますけれども、まず政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会が報告書をまとめていただきましたので、その報告をしていただきます。

続きまして、1年ちょっと前に終了いたしました「新しい公共」円卓会議において、提案と制度等に向けた政府の対応というペーパーをつくりました。その進捗状況、またはこの我々の推進会議につきましても同様の提言について政府の対応について政府がとりまとめていただきましたので、その報告をいただきたいと思っております。短い時間でございますけれども、十分に議論していただきたいと思えます。

また、本日の会議はこれまでと同様にインターネットで会議の様態を公開して、会議終了後、内閣府ホームページで動画配信予定としておりますので、御了承ください。

それでは、開会に当たりまして玄葉担当大臣からごあいさついただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○玄葉内閣府特命担当大臣（「新しい公共」） 皆さんこんにちは。いつもお忙しいところお集まりをいただきまして感謝を申し上げたいと思えます。

これまで専門調査会を設置して、政府と市民セクターとの公契約のあり方等について議論を深めていただきました。本日は、その御報告をいただくということになります。座長を始め、委員の皆様がこの間の御尽力に心から感謝を申し上げたいと思えます。

そして、今年になって「新しい公共」推進会議から「情報開示・発信基盤整備の在り方について」、また、「「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について」が発表されました。そして、本日は、寄附税制が実現して非常に大きな成果を挙げた、その次の段階ということで、実質的に意味のある具体的な内容についての御提言を出していくということなのではないかと思っております。

後で逢坂政務官から御報告があろうかと思えますが、平成23年度の予算をつくるときに皆さんの評価はさまざまだと思いますが、政策コンテストというものをやりました。その政策コンテストのいわば柱立ての一つに「新しい公共」を入れたわけです。そうしたら、各省とも予算を取りたくて、何でも「新しい公共」、「新しい公共」と言って予算要求してきたのです。

でも、私はよかったと思っております。なぜかというと、やはり各省庁の意識が変わってきたからです。ですから、小さな一歩かもしれませんが、それぞれの省庁で少しずつじわりじわりとさまざまな施策に「新しい公共」の精神が入り始めていると思っております。今日、御出席の皆様を始め、それぞれの関係者の皆様の御努力に心から感謝申し上げます。

こういう歩みが10年続けば、確実に日本の社会は変わっていくと考えておりますので、どうぞまた今日もさまざま貴重な御提言を賜ればと考えております。どうもありがとうございます。

○金子座長 ありがとうございます。10年と言わず、5年くらいで達成したいと思ったりいたします。すみません。ちゃかしてしまいました。

それでは、逢坂政務官の方からお願いいたします。

○逢坂総務大臣政務官 座長のお許しをいただいて、ただいま玄葉大臣からご挨拶がございましたけれども、前回の締めくくりのときに玄葉大臣から2つのことを皆様に話をさせていただいております。

1つは、震災の支援活動について、この推進会議からいただいた御提言を政府として策定する復興基本方針につなげていくという発言をされておりました。この点について、現在政府内で復興対策本部を中心にしてこの復興基本方針の骨子を検討中でございます。「新しい公共」につきましては、この「新しい公共」というものが復興に向けて最大限発揮されるように、その骨子の中でどのように書き込むかということについて現在調整をしている最中でございます。

それから、2点目、前回大臣から寄附税制の件について、広報をしっかりと行っていくという発言をいたしました。これについては現在、政府の広報の担当部局と相談をしている最中で、今後新聞、インターネットなどの媒体を通して国民の皆様にともしっかりとお伝えするように内容を検討しております。

以上、2点御報告いたします。

○金子座長 ありがとうございます。

ちょっと私の方から御報告ですけれども、昨日、文部科学省におきまして熟議の懇談会というものをやりました。中竹さんも委員になっていただいているんですけれども、この間、我々が出しました被災地支援の提言の中でも、被災地でこそ熟議をといるのを初めに持ってきました。それが大変皆さん勇気づけられてさまざまな意見が出て、被災地でこそ熟議をやりたいねということで、どうしても受身になりがちな、ないしは福島の問題とか、今こそ熟議だということで、大げさなものでなくても幾つかやりたいというような話がありました。

また、別に総務省の方でも地域 ICT の会議がありまして、そこでも我々のつくりました提言の中からそっくりそのまま引用していただきまして、それで今後の震災に備えてさまざまな組織のインターネットプラス組織、NPO などの連携をちゃんととるような方策をとろうというようなことが最終のとりまとめに載ったということで、今、玄葉大臣、逢坂さんがおっしゃるように、政府内ではかなり浸透していると思います。

政府以外のところでは大分浸透してきていると思いますけれども、地道な活動でございますが、皆様方の御努力ありがとうございます。

円卓会議のときから、非営利団体ないしは社会的な企業が継続的に活動していい社会をつくっていくためには財源が必要だ。それには3つあるという議論をしてまいりました。1つは、市場において活動する事業をするということ。また、もう一つは寄附をいただくということ。もう一つは、行政との関係の中で今まではどちらかというと一方的になりが

ちだった業務委託とか、そういったもの、その3つが主な財源である。市場に関する活動は別にして、寄附については先ほど大臣がおっしゃったようにかなり大きな成果が出ました。

もう一つの自治体との関係について、大きな課題でございましたけれども、今日御出席の稲継座長の下でこのほど大変いいとりまとめをしていただきました。それについて御説明いただきながら、その後で少し議論してみたいと思いますので、稲継さんの方からすみませんけれども、10分以内でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○稲継専門調査会座長 専門調査会の座長をさせていただいております稲継でございます。よろしくお願いします。10分以内でということで、報告させていただきます。

専門調査会の方は、今年の12月から既に7回にわたって議論を重ねてまいりました。6月23日には第6回のたたき台について議論をし、すぐにこの親会議の委員の皆様方にも24日にたたき台をお送りし、意見を求めました。29日には報告案というものをまとめまして、それを親会議の委員の皆様にも意見をちょうだいいたしました。貴重な意見をいろいろいただきましてありがとうございます。

それらを基にしまして、7月6日に第7回の専門調査会を開きまして、そこでこの「政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告」を決定いたしました。当日、若干の文言の字句修正はございましたけれども、基本的には皆様方からいただいた意見を盛り込んだ形で、これで決定させていただきました。今日は、その内容につきまして報告させていただきます。

1 ページ目に「はじめに」というものがございます。この真ん中の段落の辺りでございますけれども、調査会は「新しい公共」と行政との関係のあり方や、「新しい公共」を支える法人制度のあり方等について調査審議を行ってまいりましたけれども、この報告書はそのうち政府と市民セクターとの公契約、以下「公契約」と申しますが、そのあり方に焦点を当てたものでございます。

2 ページ目以降が本文になりますが、まず2 ページ目の1として「基本的な考え方」を書いてございます。2 段落目に、「これまでの公契約においては、政府が企画立案した政策の枠組みに沿って事業内容が組み立てられ、それを政府にのみ権利・権限が属する契約方式によって担い手に実施させるやり方が多くみられ、担い手の選定も、アカウントビリティに配慮しながらも経済性や効率性に偏った基準で行われることが多かった。

しかし、そのようなやり方では、適切に市民のニーズに応える公共サービスの提供を行う上で限界がある。」という基本的な考え方を示しております。

これを考えていくに当たっては、「多様なニーズの受け入れ」、「創意工夫の発揮」、「社会的価値の重視」、「対等性の確保」、「活動環境の整備」が特に重要となるというふうにそこに指摘しました。

最後の段落ですけれども、「政府が、本報告を踏まえ、公共サービスの提供における多様な担い手の参加の重要性に鑑み、公共サービスと市民の関わり方そのものを位置付け直す

ような法整備を含む制度改革や運用面での見直しに取り組むことを期待する。」というふうに専門調査会の方からは報告をいたしております。

3 ページからは各論になります。それぞれ課題を示し、そして四角の枠囲みの中に具体的な提言をまとめてございます。

まず大きな（１）番としまして「多様な担い手の参画」ということでございます。①として「参画機会の確保」ということですが、四角の中に提言がございます。予算要求前に政策提案をオープンに受け付けることや、あるいは予算の成立後に市民セクターが応募することのできる事業について、可能な限り情報を集約して公表するように努めるという、このような提言を行っております。

次のページをめくっていただきまして４ページ目になりますが、これは「提案型協働事業の導入促進」というところがございますが、一番上の四角のところに、「できるだけ多くの事業を対象とした提案型協働事業の取組みを広げるべきである。その際、提案制度を所管する部局が一元的な窓口となって事業実施部局を統括し、調整する役割を果たすなど、制度が円滑に運営されるよう工夫することが望ましい。」ということで、既に一部の自治体で始まっていることではございますけれども、それを全国的に広げていくことが望ましいと書いてございます。

その下に（２）番として「適切な担い手の選定」ということでございます。

①として「参入規制の緩和」というところがございます。四角の中に、特定の法人を事業主体として規定している法令が現在ありますが、それを改正するべきであるというふうに提言しております。

②で「総合評価方式、企画競争の促進及び幅広い社会的価値への配慮」ということを書いてございます。ここでは四角の中に、協働相手を選定する場合に、競争性や透明性に配慮しつつも、当該団体の創意工夫等を勘案できる、総合評価方式や企画競争等を幅広く活用するべきである。」と書きました。その際、「安全性、雇用及び適切な労働環境の確保、様々な立場にある人々への配慮等の幅広い社会的価値を考慮することが望ましい」。このところがポイントですが、幅広い社会的価値を考慮して決めてくださいということを提案してございます。

５ページ目、③のところですが、「指定管理者制度の運用にあたっての趣旨の徹底」ということで、既に始まっている指定管理者制度の運用に当たっては、管理者の選定が価格による基準に偏っていたり、特定の団体に漫然と継続的に管理運営を委託していたりする例が見られますが、既に昨年の１２月に「指定管理者制度の運用について」という指針が出されております。この指針の趣旨を徹底するべきであるというふうに四角の枠囲みの中に書いてございます。

その下の（３）番、「適切な契約のあり方」です。

「①契約書の作成にあたっての対等性の確保」というところです。四角の中に書きましたのは、漫然と前例を踏襲することなく、事業の内容や性格を十分に考慮した上で、可能

な限り担い手に政府と対等な権利や義務を付与するように努めてくださいというふうに提言をいたしております。

めくっていただきまして6ページ、②のところですが、「仕様書や契約書の柔軟化と成果目標の明確化」ということで、四角の中に書きましたのは仕様書の作成に当たって前例踏襲によるのではなく、事業ごとに内容を適切に定めるとか、契約の作成に当たって可能な限り担い手との協議の機会を設けるとか、あるいは政策課題等に応じて適切な成果目標を設定するなど、今までの仕様書や契約書のあり方を柔軟化するように求めております。

「③複数年度を視野に入れた契約の推進」でありますけれども、7ページの上の四角になりますが、国において国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方の明確化をしてもらいたいとか、あるいは地方自治体においても長期継続契約に関わる条例において定められた事業について、複数年度契約の取組みを拡大することについて検討を行っていただきたいということを書きました。

(4)番は「適切な積算・支払いのあり方」です。

①は「適切な間接費等の積算」、いわゆるフルコストリカバリーのところです。四角の中に書きましたのは、「国や先進的な地方自治体における政策コスト把握の取組を推進し、予定価格を定める際の参考とする。」とか、あるいは「支払対象費目の制約を設けている内規がある場合、その見直しを進める。」というふうをお願いしてございます。

8ページにいきまして、「②支払方法の適正化」ということです。「課題」としては、実際に行った業務量に応じた実費を支払うことが適切な場合もあれば、あるいは支払額を事前に確定した上で事業の実施者の努力による効率性を引き出すことが適切な場合も、事業の性格によってさまざまございます。

そこで、四角の中に書きましたのは、「前例踏襲に陥らず、事業の内容に応じて、実費精算を行う必要があるかどうか等を勘案し、支払方式を予め適切に選択する。」ということと、前金払や概算払が可能な費目について、受注者からの申請に適切に対応していただきたいというふうに書きました。

(5)、(6)は、担い手の活躍の場を広げることについて環境整備について書いたものです。

(5)はいわゆるバウチャー制度であります。より多様な担い手によるサービス参入や、利用者のニーズに合ったサービスの提供を促進する効果があると考えられる、このバウチャー制度ですが、四角の中には「地方自治体において、身近な公共サービスについてバウチャー制度の導入を検討するべきである。」というふうに書きました。

9ページの(6)番、「政府と市民セクターの人材交流の促進と市民セクターの人材育成」であります。①として人材交流の促進と書きました。国家公務員あるいは地方公務員が休職制度等によって給与の一定割合を国から受給して、NPO 法人等で働くことができるようにする法制度の法令整備について言及いたしました。

②は「市民セクターにおける人材育成の促進」であります。四角の中の丸の1つ目は、

市民セクターが採用や教育、安心して働き続けられる環境を形成する上で、財政基盤の強化を支援するべきであると感じました。丸の2つ目は、大学等の教育機関等とも連携して市民セクターが事業運営能力を持つ人材育成を行うことを支援するという事などを書きました。

11 ページ以降は参考事例としまして、「(1) 提案型協働事業の活用」、それからめぐってもらいまして12 ページに「(2) 企画競争の活用」、「(3) バウチャー制度の活用」、「(4) 市民セクターへの参加の促進」ということで、既に取り組んでおられる先進的な参考となる事例をそこに並べさせていただきました。

14 ページ、15 ページは「今後の検討課題について」ということで、今後引き続き検討を行うことが必要とされたものとして1番、「政府と市民セクターとの協約の締結に関する考え方」であります。3段落目になりますが、「これについては、特に、協定の目的・役割、市民セクターの代表性の確保のあり方、協定の法的性格及び実効性、策定プロセス等の課題が挙げられましたが、調査会において明確な方向性を示すまでには至りませんでした。

したがって、この件につきましてはこの親会議、推進会議におきまして、その大きな方向性を議論していただいた上で、必要があれば改めて調査会において引き続き検討していくことといたしたいと思っております。

それから、2番の「新しい公共」を支える法人制度のあり方、それから3番の「休眠預金の活用」については、引き続き専門調査会の方で議論を進めてまいります。

以上でございます。

○金子座長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問があればお伺いしたいと思います。しかし、先ほど座長の方からも御指摘があったように、推進会議の委員の皆様にも何段階かで繰り返して御意見を求めるというようなこともやっておりました。また、専門調査会はこれからも続くということでございますので、御意見はそのような機会に反映させたいと思います。どなたか御意見、御質問はありますか。

福山副長官、どうぞ。

○福山官房副長官 福山でございます。稲継先生を始め、専門調査会の皆さんの御努力に心から敬意を表します。

別に今日は意見とか質問ではなくてコメントなのですが、NPO と公共団体等との関係について、個別の事象についての課題は多々受けるのですが、こうやって全般的に網羅をしていただいてそれぞれの方に対して方向性を示していただいたというのは、非常に私は今後の公共団体と市民セクターとの関係を考える上に大きな貢献をしていただいたというふうに思っております。とにかくこういった方向でいろいろな形で具体的に地域、地域で課題が解決し、前向きにいくことを願っております。感謝を込めてコメントを一言、言わせていただきました。本当にありがとうございました。

○金子座長 ほかに御意見をどうぞ。



では、松井さんお願いします。

○松井「新しい公共」調査会会長代行 お疲れ様です。随分この専門調査会で稲継座長さんを始め、丁寧に御議論をいただいてここまで来たというのは、本当に心から感謝を党としても申し上げたいと思います。

その上で幾つか気づいた点があって、総理が来られる前の方が言いやすいので、来られる前に申し上げます。

例えば、本来、検討課題の最後の部分にコンパクトの言及がありました。引き続き検討していくということで、恐らく座長は一生懸命やっていただいたし、メンバーの方々も随分一生懸命御議論いただいたし、恐らく事務方もすごく頑張ってやったと思うんですが、ここから先に本当にいこうと思うと、より強い政治的なドライブをかけていく必要があって、コンパクトの話は福嶋消費者庁長官がこの円卓会議のメンバーのときから、実は「新しい公共」に本当に魂を入れるためには寄附税制等をつくるということも大事だけれども、結局公共空間を中央の官や地方の官と、民間たる NPO であるとか各団体がいかに一緒につくっていくかということがすごく大事で、今日の報告書に書かれていることが魂なんですね。

ですから、それをどういうふうに政治的にそこにコミットしていくかということが問われているわけで、残念ながらそういう意味ではこの報告書に書かれていることはそれぞれ立派なんだけれども、ここから先は恐らく玄葉大臣にどれだけ頑張ってもらえるかということで、各省も協力的に随分なってきたと思うんですが、ただ、ここを実際にやろうと思うと、例えばいろいろな法律上、指定機関というのは法人格の制約があったりします。それは、従来の法人格をそのまま引き移してきたようなものにとどまっているようなケースがあって、例えば一般社団とか一般財団のうちから何とか大臣が指定するというふうになっていて、それが「新しい公共」に開かれていない。

別に私は社団とか財団がやるのは大いに結構だと思うんですが、そういうことを、より一層広めていくとか、あるいはさっきからあるあったフルコストリカバリーとか、いろいろな契約上のもっと対等性を高めていくということを政治的にいかにコミットしていくのかというところがやはりちょっと弱い。これは弱いというか、私たちが政府と一緒にこの問題を取り上げた人間がもっと強くそこをやっていかなければいけない。

恐らく今日のこの議論をとりまとめて、明後日くらいの閣僚懇などで御議論されるのでしようけれども、そこで是非閣僚懇でより政治的にここで書かれたことをどうやって実現するのか。最近、余り関係閣僚委員会というものは聞きませんが、本来だったら各事業官庁と、それから例えば玄葉大臣のところと、あるいは地方のいろいろな行政を管轄している総務省、総務大臣など、あるいは財務大臣が全体的な財政ルールを見ているわけですから、そういうところがしっかりときちんと公の世界を民間に開いていくということでドライブをかけていただくというところで、私はここに命を込めていただきたい。これは要望でございます。

そういう意味では、やれることはいっぱいあって、言うとも30分くらい私はしゃべってしまうのでやめますけれども、例えば「新しい公共」を担当する部署というものが各省に本当にあるんだろうかどうか。地方には大体市民何とか局というものがありますよね。市役所とか、あるいは県庁とかにもそういうものがありますけれども、そういうものでやはりちゃんと連絡会議をつくっていく。あるいは、政治家も連動していくような組織をつくっていただく。

そういうところで事業部局と一緒にあって、例えば法令改正をどういうふうに進めていくのか。あるいは、通達とか補助金交付要綱とか、そういうものも含めてどういうふうに変えていくのかということをお議論いただくというふうにするべきだし、それから例えば今日、長年担当いただいた役所の方も1人、人事異動で替わられましたけれども、やはりこういう問題に理解のある人がもっと官民交流というときに、NPO などにもっと中央官庁の職員が、特に若い人たちが出て行くという構想が昔はあったんです。

でも、どうもお聞き及びする範囲ではそういうところはまだ具体化していないみたいなので、むしろこれだけいい報告をまとめていただいたので、そこから先は政治的に新しい体制の下では是非ドライブをかけていただきたいというふうに私からは特に玄葉大臣に、あえて総理大臣が来られる前をお願いをしておきたいと思います。

ちょっと長くなってすみませんでした。

○金子座長 では、玄葉さんから一言どうぞ。

○玄葉内閣府特命担当大臣（「新しい公共」） 私というよりは、後ろに座っていらっしゃる関係の副大臣、政府関係者、あるいは松井さん御本人も含めてそうだと思いますし、まさにドライブをかけるというのはそのとおりだと思いますので、今おっしゃったことはかなり本質的で、かつ具体的におっしゃっていただいたので、今のようなお話をしっかり胸に刻み込んで、次のときにそれぞれの持ち場、持ち場で頑張るとのことだと思います。ありがとうございます。

○金子座長 ほかに御意見ございますか。

では、藤岡さんお願いします。

○藤岡委員 失礼します。私だけ意見書を出させていただいて恐縮です。

専門調査会の報告書は、本当に各論におかれまして実にきめ細かにおとりまとめをいただいています。完成度が非常に高く、私もなかなか意見が申し上げにくい状況だったんですけれども、今日の意見書にも書かせていただいたように、こういった各論において実行するために、政府であるとか自治体の方たちが取り組まれるときに、やはりそもそものところの政府と市民セクターとの協約のところの理念とか基本姿勢がはっきりと言葉で出ていた方がいいんじゃないかということ。

それから、報告書の中にあります問題に対しては1から3まで3つありますけれども、このことに関しましては私もペーパーでこういうことが考えられるんじゃないかということをお提言させていただいていますので、それについて是非意見交換をさせていただいたら

ということを思っています。代表性の確保について、それから法的な実効性について、そして策定プロセスの問題、この3点は考え方を一度お示しさせていただいていますので、是非議論の機会を与えていただけたらと思っております。

それからもう一つ、法人制度のあり方に関しましても新しい法人制度で、やはり法人形態は社団、財団、協同組合、株式会社が基本形態だと思いますけれども、協同組合に関しては導入を検討すべきところがあるんじゃないかと思いますが、同時に先ほどお話がありましたように各法人形態、主務官庁別で縦割りになっていたものをできるだけ統一化して、制度の複雑化を簡素化するという方向の検討も今後同時に調査会の方で進めていただけたらと思っております。

それからもう一つ、今回すごいなと思いましたが、1ページの「はじめに」の下段のところで市民セクターの定義をしていただいています。これが非常に広範にとらえていただいています。一般的には市民セクターと言いますともう少し狭義に取られる方が多くて、最初の調査会においては市民セクター等という言い方をしていたと思いますけれども、これを政府セクターと企業セクターと並んで新しく1つの存在感を示すということ。そして、今までの協同組合とか社会的企業ですね。そういったところの人たちの今後への期待というものも含めて、大小さまざまないろいろな組織が「新しい公共」の担い手となりながらも、社会全体に影響を及ぼすという意味では、この1ページの冒頭のところは非常に大きいんじゃないかと思えます。

各論のところでは、少しだけ気になったところを記載させていただきましたので、お願いします。

あとは、もう少し具体的な例があるといいかと思いましたが。

○金子座長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。今のご意見は今日、意見書を提出していただいたということです。議論の中身についてはこれからも専門調査会は続きますので、他の皆さんの意見を含めて次の機会に更に検討していければと思います。

余り座長は発言をしないことにしているんですけれども、先ほどの松井議員からの意見は座長が言いたいこともかなり代弁していただいたと思うんですが、1つだけ。この間、被災地のある自治体に参りましたら、市の補助金で仮設を巡回するような福祉関係の方の雇用ということが始まるんだという話を聞いております。多分今回の復興関係で、さまざまなそういった雇用ないしは業務委託の事業というものがたくさん起こるのではないかと思います。

そのときに、ガイドラインとしては非常によくまとめていただきましたので、これを実際にやるのは自治体だったり政府だったりするわけですから、そういう機会にこれを宣伝をして、というんでしょうか、これを参考にさせていただくと復興の雇用ないし業務委託が「新しい公共」の観点からもよい形で使われるようになるのではないかと思いますので、是非それは政府関係者ないし行政の方をお願いしたいと思っております。ありがとうございます

いました。

それでは、先ほど稲継座長の方から御説明のあったこのとりまとめは、そのまま了とする。我々推進委員会として了解とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○金子座長 ありがとうございます。これに関しては、またコンパクトの話などもこれから引き続き継続というふうにさせていただいておりますので、これからも議論をさせていただきたいと思います。

それでは、今日はちょっと次々にいろいろな議題がございますけれども、続いて逢坂政務官から「新しい公共」の円卓会議のときに、実は政府の対応というペーパーを出していただきました。それがどうなったかということを含めて御説明いただければと思います。

○逢坂総務大臣政務官 それでは、私から資料2と資料3に基づいて説明をさせていただきますが、多分ここに書かれていることは皆さんも大分、御認識されている部分も多いと思いますので、説明するよりも実行することの方が大事だと思いますので、簡潔に説明したいと思います。

まず資料2をご覧ください。資料2の1ページ、2ページでございますけれども、「寄附税制の見直し」など、今回、超党派の議員の皆さんにも大変な御協力をいただいて、これまでにないことが実現をいたしました。特にこの点については先ほど玄葉大臣からも広報に努めるという話がございますけれども、マスコミ各社、特に新聞などが多少時間を置いて今、生活面とかで囲みでいろいろ紹介をしてくれているということで、地方紙などにもそういうものが非常に多くなってきているということで注目度が高まっているなど思っています。

それから、4ページへお進みください。「基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援」ということで、左の縦の欄が円卓会議からの御提案でございました。そのうちの一番上でございますけれども、NPO・地方公共団体・企業等が協働する取組、いわゆるモデル事業と呼んでおりますが、これにつきましては昨年の補正予算87億5,000万円を用意いたしまして、3月に各都道府県に交付いたしまして、基金を設置して事業が開始されているところでございます。

それから、6ページへお進みください。「社会的活動を担う人材育成、教育の充実」というところでございます。これにつきましては上段でございますが、企業のリソースとソーシャルビジネスをつなげる中間支援機関の育成支援を目的とした補助事業を実施し、中間支援機関の機能強化を行いました。23年度も同様に、引き続き支援をしているところでございます。

それからその次でございますが、「新しい公共」による社会づくりに取り組む行政、NPO等の団体、企業、大学等の人々が一堂に会する研究協議を実施すると共に、それらのネットワーク形成を促進する「全国生涯学習ネットワークフォーラム」なども開催をしているところでございます。

それから、8ページへお進みください。8ページの上段でございますが、先般7月15日でございますが、公共サービス改革基本方針の改定を閣議決定してございます。それとまた合わせまして、5月にはいわゆる改正PFI法が成立をしているところでございます。

続きまして、10ページへお進みください。5番の「その他の「新しい公共」の推進方策」でございますが、そのうちの「(2) 社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り」でございますが、この中段よりちょっと上のところですが、社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区制度について、6月22日に法律が成立をしているところでございます。

それから11ページ、最後でございます。6ですが、「企業の公共性について」ということで、一番下のパラグラフでございますが、ソーシャルビジネス事業者に対して利用可能な中小企業支援策等の普及啓発を行っているということでございます。

その他、先ほど玄葉大臣からもお話がありましたとおり、各省において「新しい公共」という切り口でさまざまな取組みがされておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。これが、「新しい公共」円卓会議の提案に対する政府の取組み、進捗状況でございます。

今、玄葉大臣から熟読をしてもらいたいという声がありましたけれども、後でまた皆さん十分ご覧いただければと思います。

それから資料3でございますが、「新しい公共」推進会議からは大きく3つの点について御提案をいただいているところでございます。

まず1つ目、「政府と市民セクターとの関係のあり方」につきましては、本日、稲継専門調査会座長からお話ございました。

まず、一番上でございますが、「提案型協働事業の導入促進」でございますけれども、各省庁において提案型協働事業を積極的に導入する、そしてその際、毎年度、当該事業の実績について内閣府においてとりまとめ、「新しい公共」推進会議に報告をするといった取組みをしたいと思っております。

更に下段の「(2) 適切な担い手の選定」でございますけれども、担い手の専門性やノウハウを活かすために、価格と質を考慮した事業者の選定方法について、適用できる対象や評価の方法などについて調査するとしております。

それから、2ページへお進みください。2ページの「(3) 適切な契約のあり方」でございます。これにつきましては、契約書を作成する際、どうしても前例踏襲ということが多くなるわけでありまして、可能な限りそうではなく、成果物の帰属、契約の解除権、違約金徴収権、損害賠償責任等に関して、担い手に政府と対等の権利や義務を付与するよう努めたいと考えております。

それから「(4) 適切な積算・支払のあり方」、これにつきましては23年度から業務フロー・コスト分析の試行を行うとともに、分析結果に基づく対応指針を作成し、各府省等に

提示をしたいと考えております。

それから、3ページへお進みください。「(6) 政府と市民セクターの人材交流の促進と市民セクターの人材育成」でございますが、まず一番上、国家公務員がNPO法人等の活動に従事することを可能とするよう取り組みたいと考えております。

また、「市民セクターにおける人材育成の促進」でございますが、市民セクターが採用や教育を行うための財政基盤の強化や、市民セクターの人材育成活動を支援したいと考えております。

それから、4ページへお進みください。こちらの会議からは2つ目の大きな柱として、「情報開示・発信基盤の整備」について御提言をいただいております。これを受けまして、25年度から運用を開始する予定の内閣府の新NPOポータルサイトについて、今年度から都道府県などの協力を得まして、取組みが可能なものからプログラムの修正等の整備に着手をしたいと思っております。

以下、4ページ、5ページ、情報開示関係のこと、取組みの予定を記載してございます。

それから、6ページでございます。3つ目の大きな柱として、「被災者支援活動等に関する制度等のあり方」について御提言をいただいております。

1番目です。「当事者たちの議論による復興プランの作成及び情報発信」でございますけれども、「熟議」の取組みを促すため、必要に応じて新しい公共支援事業を通じた支援を行いたいと考えております。

更に、「個人、企業、団体等の持つ力・ノウハウの結集」でございますが、国家公務員がNPO法人などの復旧・復興活動に従事することを可能とするよう取り組みたいと考えております。

それから、7ページへお進みください。「(3)「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備」、震災に係る指定寄附金の指定については、その適格性、有効性が認められるものについては、法人の形態にかかわらず迅速に指定をしたいと考えているところでございます。

時間の関係もございまして、あとはお目通しをいただくことといたしまして、報告は以上とさせていただきます。

○金子座長 ありがとうございます。

それでは、この2種類の政府の対応ということでございますので、御意見いただきたいというふうに思います。

最初に説明していただいたのは、円卓会議の趣旨が政府の対応としてかなり実現しているのでちょっとびっくりしました。2番目のものは、ちょっと皆様方、表現があやふやだなという感じも幾らかあるかと思いますが、これは出されたばかりでこれからでございます。円卓会議も1年前に最初に提案をしたときの政府の対応は、「検討する」とか「今後」というものが沢山ありました。それが1年たったらかなりやっつけていただいている。さらに一言申し上げると、内閣府のスタッフの方に各省庁と何遍もやり取りをしていただき、こ

こまできたものです。私ももう一回押してくれみたいなことを言ったりしましたけれども、各省庁もかなりそれに応じて、だめなものも幾つかありましたが、協力していただきました。そういう意味ではこれは画期的なペーパーじゃないかなと、ちょっと自画自賛になりますけれども思っております。是非、御意見がございましたらお願いいたします。

○逢坂総務大臣政務官 盛りだくさんで、全部説明し切れなくて申し訳ないのですが。

○金子座長 では、少し見ていただいで。こういうペーパーが出てくるということは大変すばらしいことじゃないか。円卓会議の提案に対する政府の対応が最初出たときは、かなり「検討」、「検討」ということになっていてどうなるのと思ったんですけども、その後、かなり進んだ。そういう各省庁のコミットメントが1年たってどうなるかということが書類でわかるというのは、大変各省庁にとってもプレッシャーになるというか、よいことです。それが実現するにはこの推進会議が、円卓会議から継続してこういう会議体があり、担当大臣がおられたということが大きいんじゃないか。大体、こういう審議会などは、終わるときにまとめを出して、あとはなくなってしまうので、フォローはできません。その意味で、推進会議のこのような試みはいいものではないかと思えます。

何か個別のことでよろしいですし、全体のこういう対応の仕組み等もございまして、何かございましたらどうぞ。

それでは寺脇さん、そして加藤さんお願いします。

○寺脇委員 今、座長がおっしゃったとおり、私は円卓会議の方にも参加させていただいたので1年前のことを思い出しますけれども、そのときからすれば本当に大変な進み方だと思うんです。

特に見せていただくと、やはり内閣府とか政治の力でできる部分というのはかなり進んでいると思うんですけれども、この後半の方に出ている各省庁の施策のようなところ、これはまだこれからという部分が随分多いと思うので、さっき松井さんから新しい公共の担当部局が各省庁どうなんだというお話もありましたけれども、どこの省庁に行ってもこの話が、つまり我々NPOがそういう話を持っていったときに話を通るようにしていただいで、税制とか、こういうでき上がったことは今更もう変わらないからちゃんといっていくと思うんですけれども、あとの各省が自分のところの所掌政策の中で新しい公共と絡めていくというところが後退しないように、是非またもう1年後ぐらいに見せていただくとともにいいものになっているということを期待しております。

○金子座長 加藤さん、お願いします。

○加藤委員 私も金子座長の総括的なコメントに不勉強ながら賛成をさせていただきたいと思うんですが、その上で1点だけ、質問と言いますか、確認をさせていただきたいのは、先ほど藤岡委員のコメントにもありましたが、私も市民セクターという概念整理、今回最初に読ませていただいたときに、よかったなという印象があったんですけども、先ほどの御説明にも市民セクターという言葉遣いが度々出てきましたが、その中身は一致しているんでしょうかという素朴な疑問になってしまうんですけども、極めて重要なところで

あると思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと言いますか、確認をさせていただきますかと思ひます。

○金子座長 多分、今の質問に答えられる人は今すぐここにはいないかもしれませんが、市民セクターをどういふふうにとらえるかは大変重要な問題だと思ひます。

では、高橋さん、よろしくお願ひします。

○高橋委員 私は、「新しい公共」の担い手の協働による地方自治体の業務実施の項につきまして発言したいと思ひます。実は私ども、ふるさと回帰支援センターの呼び掛けで、7月17、18日の両日、政策大学院大学で、昨年9月に設立した「ふるさと再生・行動する首長会議」の主催で政策フォーラムを開催させていただきました。53の市町村長がお集まりになりまして、いろいろと意見交換をさせていただきました。5つの分科会で10人ぐらいずつの首長さんが集まって議論を行いました。新しい公共についても分科会を持ち、今日いらっしゃいます逢坂政務官も参加していただいて、率直な意見交換をさせていただいたということでもあります。

その中で、私もその分科会に参加しましたがけれども、新しい公共についての認識はまだまだなというふうに思ひました。ただ、多くの市町村首長さんたちが非常に興味を持っており、今後どうなっていくんだろうという声がありました。そして、もう少し概念等が明らかにしてもらえたらもっと取り組みやすいというようなことを言っておられました。

その中でもう一つ、やはりこの間の取組みの中で各市町村の現状についてもう少し政府として光を当ててほしいという意見もありました。全体の話しの中ではふるさと再生基本法のようなものを制定して、それで東北の今回の大震災の復興も含めて支援するような仕組みもできないだろうかというような意見が出されておりました。

最後には、今後とも引き続き議論を深めていこうということ終了しました。現状について報告させていただきました。以上です。

○金子座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、坪郷さんお願ひします。

○坪郷委員 2点ほど発言をしたいんですが、第1点は、今日専門調査会でまとめたいただいた政府と市民セクターとの関係のあり方についてはいろいろな面で論点整理をしていただいたと思ひます。これから国の政府と市民セクター、あるいは個別のNPOなど、それから自治体、政府と市民セクターあるいは個別のNPOなどという形で、これからそれぞれの地域や政策分野で自由に創造性を活かしたいろいろな実践がどんどん出てくる中で、今日の報告は生きてくるのではないかというふうに思ひます。そのための論点整理だったんだろう。そういう意味では、これから地域でのいろいろな自発的な自由な創意工夫に満ちた実践がどんどん出てくるのが重要ではないかと思ひます。

それとも関係しますが、被災者支援活動などに関する制度などのあり方もワーキングで検討して、この推進会議でも報告書をまとめましたが、その中で新しい地域づくり支援のための総合的な支援拠点及びそれを支えるプラットフォームの提案をしました。これにつ



いても、今、被災地では仮設住宅への移行も進んでいるところですし、これから本格的にこういう実践が行われると思いますので、それについても是非、まだここは今日の報告では検討するになっているわけですが、具体的な実践を踏まえてどんどん支援制度が動き出すということを期待したいというふうに思います。

○金子座長 ありがとうございます。

白井さん、お願いします。

○白井委員 先ほど来、各官庁、省庁の意識が変わっているというお話がございまして、私も文部科学省のある会議の方に、何か変なんですけれども、新しい公共担当みたいな感じで委員で入らせていただいて、その中でやはり世間の誤解として感じましたのが、ただ単に何でもかんでも指定管理にすればいいというようなことを推進しているようにとらえられている。

今、関わっている会議はやはりかなり国の大きな施設と関わっているものですから、今の形の指定管理、つまり、ただコストカットをして、言葉は悪いですけども、民間を安くこき使うという形ではやはり危ない、危ういという発言をせざるを得ないんですね。

そういう意味では、新しい公共の推進という意味では、先ほど松井議員さんとかいろいろの方がおっしゃっていますように、やはり公契約ですね。公共と市民セクターとの契約というのをしっかり形をつくっていかないと、これからいろいろ問題も出てくるだろうという意味で、私自身はこの推進会議に10か月ほど関わらせていただいて、ここまでの成果が出ているということで本当に感動しているんですけども、ここからまた公契約というのをどんどん進めていっていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○金子座長 ありがとうございます。そのとおりだと思います。これからですね。

人事交流の話は何回か推進会議で出ていますし、今度の提案にもありますけれども、これもまたこれからどうなるかということですが。

○松井「新しい公共」調査会会長代行 人事交流はすごく大事で、本当にこの1年間で霞ヶ関の方々もすごく頑張られたと思うし、随分雰囲気が変わってきていると思うんですが、定員管理も難しいです。これはむしろ枝野さんとか福山さんに言うべき話かもしれませんが、この定員管理の中でいかに、例えば休業制度などを活用して、霞ヶ関の方々も民間のNPOとか、いろいろな社団とか財団とか、ここで挙げられているような新しい公共の担い手に出て行きやすいような制度をつくっていただくか。

ただ、正直言って霞ヶ関の給与水準とNPOの給与水準は全然違いますので、余り詳しくは言いませんけれども、そこはいろいろ知恵の出どころ、休業制度に伴う一定の所得保障みたいなことがあるものですから、そういうものを上手に活用して、ある程度年代によってその果たせる役割も全然違って、若い人が全く飛び込んでやってやるのも一つの効果がありますし、ある程度ベテランがNPOみたいなところでまだまだ持続性とか制度的安定性という意味でもっともっと大きな役割を果たせる要素があるので、そこは以前、鳩山内

閣のころから検討課題にしていたんですけれども、そこは是非御検討いただきたいと思えます。

それから、例えば詰まっていないというのは話は結構あって、税の話は終わっていないんですよ。例えば、公益社団、財団の寄附の要件の PST 要件をどうするかという話は NPO の方だけは進んだんです。けれど、ここをどうするか。例えば、学校とか社会福祉法人にどういう外形的要件を課していくのかという話は、是非こういう場できちんと議論をして決めていかなければいけないし、その手の話というのは実はたくさんあるんです。

でき上がった成果も多いんですけれども、「新しい公共」円卓会議のときから持ち越されて、まだ今も専門調査会で継続検討になっている案件も幾つもあるものですから、そこはそのままお蔵入りに下手するとなってしまうので、是非、玄葉さんにリーダーシップを発揮していただきたいし、恐らく福嶋さんが一番いろいろ思いは、例えばコンパクトみたいなことと言うとおありだと思えるんですけれども、それは是非御意見を私は個人的には聞きたいなと思っております。

○金子座長 ありがとうございます。

では、玄葉大臣どうぞ。

○玄葉内閣府特命担当大臣（「新しい公共」） これは官房長官もいらっしゃるので、ちょっと一緒に相談したいのですけれども、例えば各省庁に担当部局を置くというさっきの具体的な提案は次のステップにとってもいいと思います。

それで、喫緊の話は、先ほどの提案の中の給与の一定割合を国から支給して国家公務員が NPO 法人等の復旧・復興活動に従事することを可能とするように取り組むというものですが、これは、恐らく休職制度の運用で可能だろうと思うのです。復旧・復興ということもあるので、具体的に是非これを相談できないか。我々がこの立場にいる間に少しレールを敷くということをやったらどうかというふうに、さっきも改めてずっと逢坂さんから話を御紹介いただきながら、そう思いました。

次の派遣の話は、これは恐らく派遣法改正になりますから時間がかかりますので、喫緊の復旧・復興に国家公務員を NPO 等に出すという話は恐らく運用で可能ではないかと思えますので、ちょっと相談できればと思います。

○枝野官房長官 当然相談いたしますが、実は総務省案件でもあるので。逢坂政務官とも相談をして、ぜひ本当に頭だけでも出せるとこれは広がっていく話だと思えますので、頑張っていきたいと思えます。

○金子座長 どうぞ。

○福山官房副長官 松井さんは逆に副長官時代に御尽力いただいていると思えますが、外務省は国際 NGO との人事交流はかなり動いていて、そのときの給与の差をどうしているかというのは恐らく幾つかアイデアがあるというふうに思えます。

それから、御案内のように、外務省で私が副大臣のときには定期的に NGO のメンバーとの懇談会をやっていて、政務三役が出てきて、逆に NGO の方が驚かれたり、喜ばれたりし

たということがあって、各役所でそういうことが動くと、多分、課題の共有化が急激に進むと思うんですね。そういったことも、それぞれで工夫をしていただければ可能ではないかというふうに思います。

○金子座長 ありがとうございます。

今日は1時間という短い時間でしたので、あっという間にたってしまいました。そろそろ終わりの時間も近づいてまいりましたので、議論はここまでにさせていただきたいと思います。

それでは総理から御発言いただきたいと思いますので、プレスを入れていただければと思います。少々お待ちください。

(プレス入室)

○金子座長 それでは総理からの御発言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○菅内閣総理大臣 第7回の「新しい公共」ということで、私も後半だけですが、出席をさせていただきました。

この間、皆様方の大変な努力のお陰で、寄附税制の拡充を盛り込んだ税制改正法案が6月22日に成立をいたしました。まだ、いろいろな課題が残っているという指摘もありましたけれども、大変大きな制度ができた。これからそれをいい形で育てていくためにも、皆様方の一層の御尽力をお願いしたいと思います。

また、情報開示、あるいは「新しい公共」による被災者支援活動に関する制度のあり方、あるいは政府と市民セクターとの関係のあり方などについての3つの種類の御提言をいただけてきました。政府の対応についてとりまとめて御報告をしたところではありますが、今後これに沿って次の閣議、あるいは閣僚懇の席で、私なり玄葉大臣の方から関係閣僚にもそうした方向についての指示をして、是非、今日の議論が内閣の中でも共有され、「新しい公共」を積極的に推進することに内閣としても取り組んでまいりたいと、このことを申し上げておきたいと思います。

いろいろと御苦勞様でした。

○金子座長 ありがとうございます。

(プレス退室)

○金子座長 ありがとうございます。時間がもう残り少なくなりました。

最後に、玄葉大臣の方から御発言があればと思います。お願いいたします。

○玄葉内閣府特命担当大臣(「新しい公共」) すみません。今日は、私はたくさん話をしております。いつもは聞き役なのですけれども。

この間とても印象的だったのが、最近、いわゆる幸福度調査というのを日本でも始めました。それで、その結果の報告がきたのですけれども、10がとても幸せ、とても不幸せがゼロで、調査をしている国で一番高いのが8.4でデンマークで、7.4でイギリスで、その次が日本で6.5で、5点台がハンガリーとかウクライナとか、そういう国だったと思いま

す。

もっと印象的だったのは、3月11日を挟んでそのアンケートを取ったそうでありまして、日本は実は結論は前年並みですけれども、3月11日以降はその得点上がるというか、幸せ感が増すという、多分、相対的なものなのかもしれません。

ただ、私などは3月11日を経たすぐ人生観が変わるようなところがあって、幸せは心の平静だなどと思うときが多々あります。何が言いたいかと言いますと、今日みたいな具体論でどんどん動き出すということがこの会の目的なので、大いに結構なことでありがたいことで、何度も感謝を申し上げたいと思うんですけれども、いつもマクロとミクロの関係を意識しておかないといけないなということです。

先ほど、高橋さんから、まだまだ浸透していないという話もありました。ですから、何のためにこの会を持つのか。「新しい公共」を推進するのか。大変、高邁な「新しい公共」宣言という立派な文書もございました。そういうことをしっかり確認しながら、もっと大きなことを言えば、あるべき日本の社会の姿とか、日本人の在りようとか、そういうものを意識しながら、まさにどういう公共空間をつくったらいいのかということを確認しながら、あるいは時に進化させながらこの議論をしていかないと、私は何となくあるときに袋小路に入るような気がするので、これからも継続していくと思いますけれども、今日は一つの節目なのであえてそういうことを申し上げながら、改めて御出席の皆様への御協力に心から感謝を申し上げたいと思います。

これからもよろしくお願ひ申し上げます。

○金子座長 ありがとうございます。

先ほど総理からも、我々の議論を閣議ないし閣僚懇談会で確認していただくということでございますので、その流れになるといいなと思っております。

それでは、今日はここでおしまいにします。次回の日程等につきましては、事務局から改めて御連絡させていただきます。

どうも御苦勞様でした。ありがとうございます。